

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、一般競争入札を公告します。

令和6年6月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

富士登山規制に係る電車広告掲出業務

(2) 業務内容

「富士登山規制に係る電車広告掲出業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務実施期間

契約の日から令和6年9月30日まで

（契約に基づく広告掲出期間は令和6年7月1日から9月10日まで）

2. 入札参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (7) 現に、法人税、地方税、消費税及び社会保険料を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (10) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行する体制を有すること。

3. 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を持参又は郵送（書留郵便）により、提出期日までに提出しなければならない。なお、提出期限内に提出されない場合又は提出書類に不備がある場合は受付できないものとする。

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を証する書類（※）
（※）審査結果通知書の写し又は申請中の場合は申請書の写しで可。
- (2) 提出期限 令和6年6月17日（月）正午まで（郵送の場合も同日正午までに必着）
- (3) 提出方法 持参または書留郵便によるものとする。
- (4) 提出場所 山梨県知事政策局広聴広報グループ
〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1336
- (5) その他
 - ア 提出期限後の確認申請書等の差し替え及び再提出は、認めない。
 - イ 提出された確認書類等は、県において公表及び無断使用はしない。
 - ウ 提出された確認書類等は、返却しない。

4. 入札について

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - 日時 令和6年6月18日（火） 13時30分
 - 場所 山梨県庁防災新館2階 202会議室
- (2) 入札方法
 - 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、入札者又はその代理人をもって行う。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、予定価格を下回りかつ最も低い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることもある。入札回数は2回を限度とし、2回目の入札においても落札者がいないときには、2回目の入札において有効な入札をした者のうち、最低価格の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合もある。

5. その他

(1) 入札保証金

地方自治法施行令第167条の7第1項及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第108条に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、山梨県財務規則第108条の2の各号に該当する場合には免除とする。

(2) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項及び山梨県財務規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、山梨県財務規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書による入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札者が契約締結までの間に、2に定める入札参加資格に関する事項に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による（入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となる）。